

事務所だより

第93号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

働き方・休み方の改善に向けて (前編)

取組事例集 を公開

今回、平成二十七年度に厚生労働省が発行した『働き方・休み方改善指標活用事例集パート2』の増補版として『働き方・休み方改善取組事例集』が作成され、厚生労働省が管理するホームページ『働き方・休み方改善ポータルサイト』にて公開されました。

き方・休み方に関する課題について「意識」「マネジメント」「仕事特性」「実態把握」に分類・整理し、その対応方策の例が示された内容となっています。ぜひ参考にしてみてください。

意識に問題あり

「意識」に関する課題を①トップの意識、②管理職の意識、③組織・職場の風土、④一般社員の意識、の四つに分けています。

①トップの意識

トップの長時間労働の削減や休暇の取得に関する意識が低い

②管理職の意識

管理職の、自身及び部下に対する長時間労働の削減や休暇の取得に関する意識が低い

③組織・職場の風土

顧客・先輩等と一緒に仕事をしているため、先に帰りにくい、休みを取りにくい

④一般社員の意識

休んでもやることがない、早く帰ってもやることがない、長時間労働をいとわない

③に該当する場合、①や②にも該当することが多く、①や②から意識改善を図ることが必要です。

一方、④に該当する場合、本人がやる気で仕事をしているのだから、わざわざ早く帰らする必要は無い、と黙認するケースが往々にして見受けられます。

マネジメントに 問題あり

問題あり

「マネジメント」に関する課題を⑤体制・組織・仕組み、⑥管理職の部下マネジメント、の二つの項目に分けています。

⑤体制・組織・仕組み

責任をもって働き方改革を推進する人・組織がない

⑥管理職の部下マネジメント

マネジメントが標準化されていない(属人的な組織運営)

⑤に該当する場合、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を推進する社内体制が明確でなく、運用を現場に

任せている、などの課題が見受けられます

仕事特性、仕事の やり方に難あり

「仕事特性」に関する課題を⑦仕事の進め方、⑧仕事量の偏り(部署、時期)、⑨顧客都合の業務が多く、調整が難しい、⑩人材不足の四つの項目に分けています。

⑦仕事の進め方

業務(時間)の無駄、重複が多い

優先的な業務の仕分けができていない

シフト制のため一日単位の休みが取りづらい

⑧仕事量の偏り(部署、時期)

特定の部署・社員に仕事が集中している

部署により繁忙期が異なる業務の繁閑に対応した労働時間制度を導入していない

⑨顧客都合の業務が多く、調整が難しい

顧客の要求に即時に対応する必要があり、業務量をコントロールするのが難しい

⑩人材不足

全社的に社員が少なく、一

人あたりの業務量が多い

働き方・休み方に関する 実態把握に問題あり

「実態把握」に関する課題を⑪働き方・休み方の実態・課題の把握、⑫働き方・休み方の実態・課題の把握、の二つの項目に分けています。

⑪働き方・休み方の実態・課題の把握

働き方の実態が把握できていない

⑫働き方・休み方の実態・課題の把握

社員がどのような働き方を望んでいるか把握できていない

⑪に該当する場合、現場に直行直帰する従業員の自己申告による時間管理のため、実際の労働時間を把握しにくく、長時間労働の実態が見えないことがあります。



平成二十九年「禁煙週間」

平成元年に世界保健機関（WHO）が五月三十一日を「世界禁煙デー」と定めた後、平成四年から厚生労働省は世界禁煙デーに始まる一週間（五月三十一日から六月六日まで）を「禁煙週間」として定めて各種の施策を講じてきました。

喫煙による健康影響を認識することの重要性と、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に基づく第二回締約国会議において「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されたことを受けて、平成二十二年二月に、基本的に公共の場は原則全面禁煙であるべき等を記した通知を发出しました。

さらに、平成二十四年度には、受動喫煙防止対策の徹底について通知を发出しました。また、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ、検討を進めていること

ろです。

今年度は、受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的に、「二〇二〇年、受動喫煙のない社会を目指して」たばこの煙から子ども達をまもろうと」を禁煙週間のテーマとして禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行っていく予定です。

禁煙週間に実施する事項は、次のような内容です。

①厚生労働省における取組として、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人ひとりが身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

ア、たばこと健康に関する正しい知識の普及
・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示の要請
・世界禁煙デー記念イベントの開催

イ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策
・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
・公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進

・施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
・受動喫煙防止の普及啓発用チラシの配布、受動喫煙防止対策の実施について協力を要請

②地方自治体（都道府県、政令市、特別区及び市町村）における取組として、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図りながら地域におけるたばこ対策の推進を図る。

ア、たばこと健康に関する正しい知識の普及
・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
・本週間用ポスターの配布及び掲示
・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
・禁煙シール等の配布、公用車等への貼付による普及啓発
イ、未成年者の喫煙防止対策
・児童・生徒を対象とした講習会等の実施

ウ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策
・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）



受動喫煙防止ロ「マーク

五月の労務手続
「提出先・納付先」

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

十五日

○障害者雇用納付金の申告期限、障害者雇用調整金の申請期限

「（独）高齢・障害者雇用支援機構」
三十一日

○健保・厚年保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

今年四月に新設・変更された厚生労働省の雇用関係助成金の資料を入手しました。助成金申請要件に『生産性向上』や『離職率の低下』が加わっています。『退職させて新規雇用』はNGです。（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>